



教員が知っておきたい障がい者福祉制度



松下 義雄

障がいの社会モデル

障がい

狭い意味での障がい

身体または精神の機能低下、異常、喪失



本人

生活・社会

広い意味での障がい

障がいを伴って生じる日常生活上、社会生活上での困難



物理面、制度面、心理的バリアフリー

機能訓練
補装具・
補助具
環境改善

障がいとは、見た目の障がいだけでなく、そのことによって、生じる普段の生活や、社会生活を含めての困難さをいう。

障がいは個人あるのではなく、社会の側にある(障がいの社会モデル)



Q: 「障がい」の考え方について

障害者基本法（定義）

障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

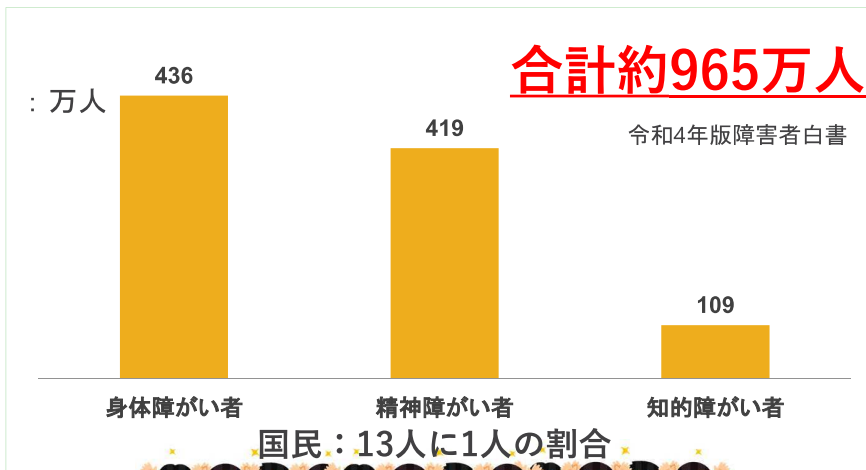
- ・身体障がい
- ・知的障がい
- ・精神障がい（発達障がい者を含む）
- ・難病等（366疾病）

先天的（生まれつき）に障がい等を持つ方と、事故や病気等により後天的（生まれてからのち）に障がいを持つ方の両方がいます。

・病気、ケガ等何らかの原因で、長期にわたり日常生活や社会生活をしていくうえで、制限や生活の困難さを持っている人のことを言います。

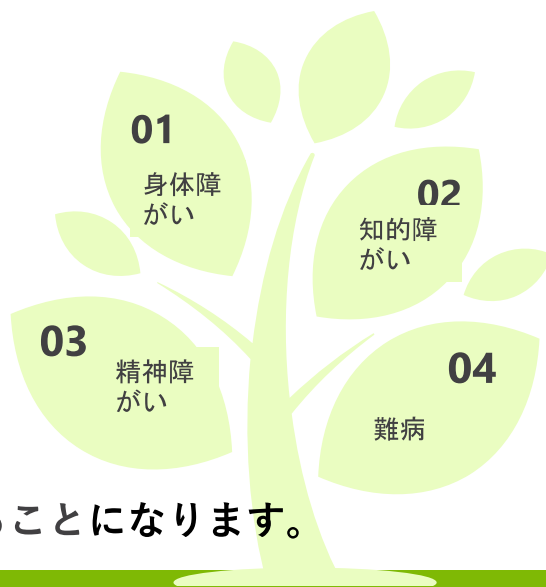


Q：障がい者とはどんな人たち？



障がい者は増加傾向にあります。

国民のおよそ7.6%が何らかの障がいを有していることとなります。



Q：障がい者は何人ぐらいいるの？

●身体障害者・・身体障害者手帳 1～6級 ○根拠法令 身体障害者福祉法

- 定 義：「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。※別表：（視覚障害・聴覚・肢体不自由・内部障害（心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害、他等）
- 手帳：「身体障害者手帳」18歳以上の者 身体障害者手帳を所持していなければ、各種福祉サービスが受けられない。

●知的障害者・・療育手帳 A (A1・A2) B (B1・B2) ○根拠法令 なし

- 内 容：療育手帳判定基準 適応行動（物事を判断したり、適切な行動をとる能力）における障害を伴う状態で、それが発達期（おおむね18歳）までに現れたもので、おおむねIQ（知能指数）75までの者
- 手 帳：「療育手帳」療育手帳を所持していなくても、各種福祉サービスが受けられる。

●精神障害者・・精神保健福祉手帳 1～3級 ○根拠法令 精神保健福祉法

- 定 義：「精神障害者」とは、精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。
- 手 帳：精神障害者保健福祉手帳を所持していなくても、各種福祉サービスが受けられる。この手帳の有効期限は2年となっており、2年ごとに更新。

障害者手帳は、福祉サービスを受けやすくするための証明書



Q：障害者手帳にはどんなものがあるの？

制 度	具体的なサービス種類
障害福祉サービス	介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児入所支援、補装具、自立支援医療等
手当・年金	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済、障害基礎年金(国民年金)、障害厚生年金(厚生年金)
医 療	心身障害者医療費助成、小児慢性疾患の医療費助成、難病医療費等の助成
税の軽減	所得税(障害者控除)、住民税(障害者控除)、自動車税軽自動車税自動車取得税、少額貯蓄の利子等の非課税相続税(障害者控除)
各種割引・料金の減免	JR線旅客運賃、私鉄旅客運賃、タクシー、有料道路通行料、航空旅客運賃、フェリー旅客運賃
就 労	職業紹介・相談、職場適応援助者（ジョブコーチ）、トライアル雇用事業、障害者の雇用促進制度等



Q：障害者手帳で使える制度は？

障がい種別に関わりない共通の給付



障害者総合支援法 (旧障害者自立支援法)

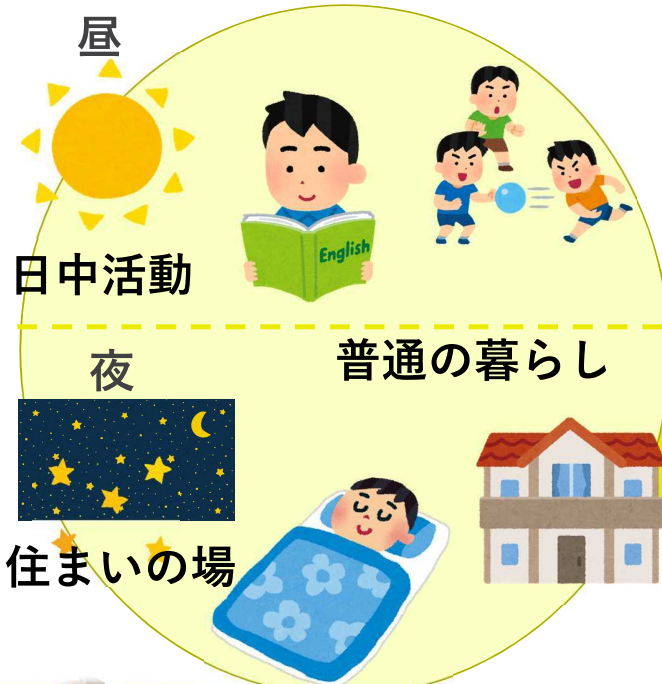
各法の福祉サービスをまとめる

身体障害者福祉法 ※身体障害者の定義、福祉の措置など	知的障害者福祉法 ※福祉の措置など	児童福祉法 ※児童の定義、福祉の措置など	精神保健福祉法 ※精神障害者の定義、措置入院など	発達障害者支援法 ※発達障害者の定義、福祉の措置など	国の難病対策 ※難病患者等居宅生活支援事業
--------------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------



Q：障がい福祉サービスの特徴は？

入所施設における日中活動と住まいの場の分離



【障害者総合支援法の考え方】

【入所施設】
 ※日中活動の場と居住の場の分離
 ※日中活動の選択が可能に。

【週5日間】
 生活介護、療養介護、自立訓練
 就労移行支援、就労継続支援
 (A・B)、地域活動支援センター
 (日中活動)

【週7日間】
 施設入所支援又は
 グループホーム、福祉ホーム
 (住まいの場)

2種類のサービスに関する支給決定



Q：障害者総合支援法の特徴は？

障がい者の場合

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護（※身体介護を伴う場合）
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

※**介護等給付**の利用は支援区分認定（区分1から区分6）が行われ、利用できるサービスも異なります。

※**訓練等給付**等のサービス利用は認定は行わず支給決定がされます。



障がい児の場合

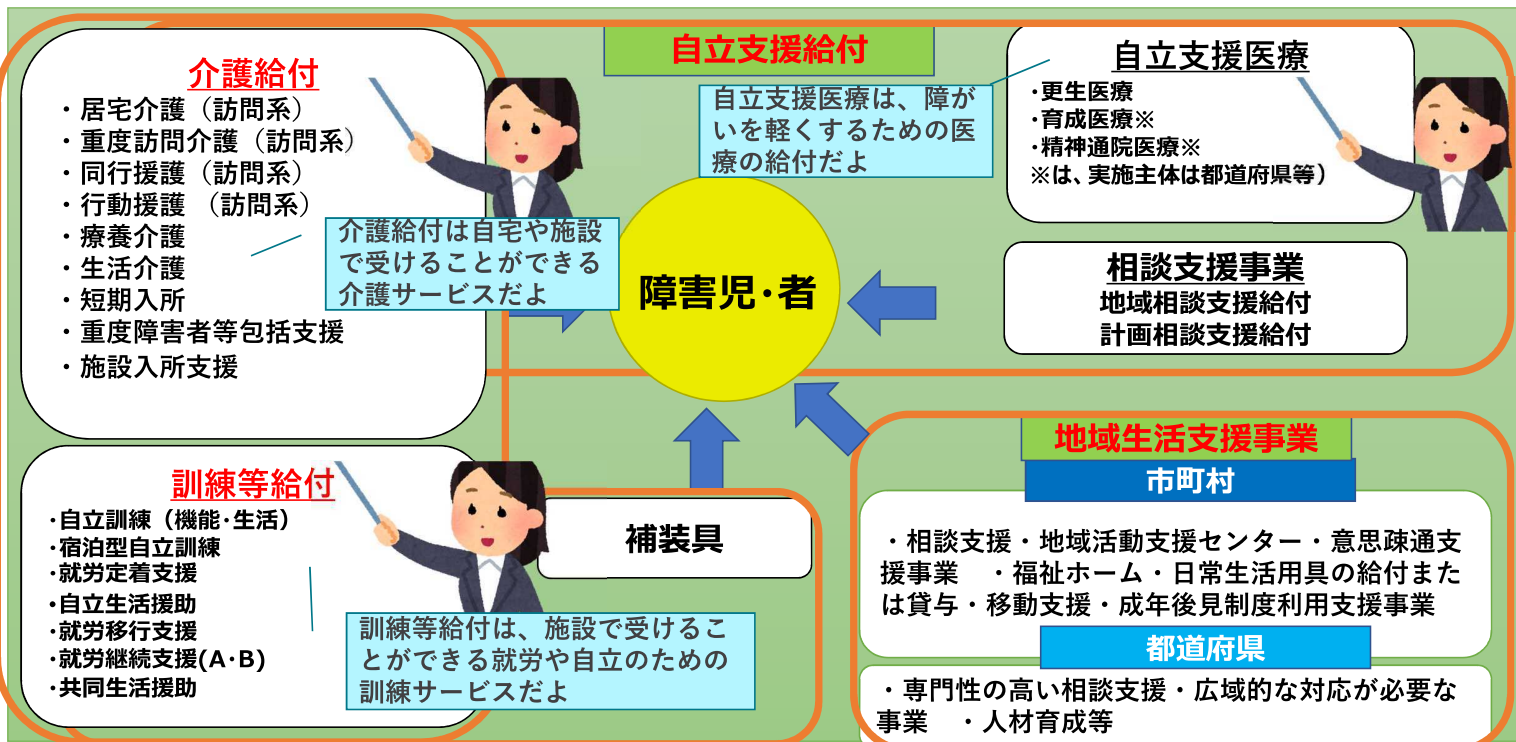
介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 短期入所（ショートステイ）
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 重度訪問介護
※15歳以上が対象

※障がい児の場合は、介護給付のサービス利用は、**支援区分認定は行わず、アセスメント調査等の方法により支給決定**がされます。



Q：障害者総合支援法の特徴は？



Q：障害者総合支援法で使えるサービスは？

日中活動

日中活動の場

日中の訓練や介護、働く場の提供

介護給付

生活介護、療養介護（医療機関の入院とセット）

訓練等給付

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、等



地域生活支援事業

地域活動支援センター、等

自立支援給付

居住支援

住まいの場

夜間の支援や住まいの場の提供

介護給付

障害者支援施設（施設入所支援）

訓練等給付

共同生活援助（グループホーム）



福祉ホーム

訪問支援

訪問活動

ご自宅での支援提供

介護給付

居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、短期入所、自立生活援助等



相談支援

計画相談支援、地域相談支援、等

相談支援、移動支援等



Q：障がい者が使えるサービスは？

日中活動

日中活動の場

施設での日中の訓練や介護の提供

障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス



児童福祉法

居住支援

住まいの場

施設での日中・夜間の支援の提供

障害児入所支援

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設



訪問支援

訪問活動

ご自宅、保育所での支援

障害児通所支援（訪問）

居宅訪問型発達支援、保育所等訪問支援

相談支援

障害児相談支援



自立支援給付

介護給付

居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、等



Q：障がい児が使えるサービスは？

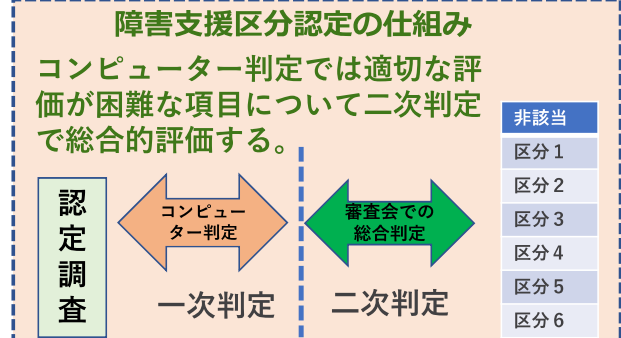
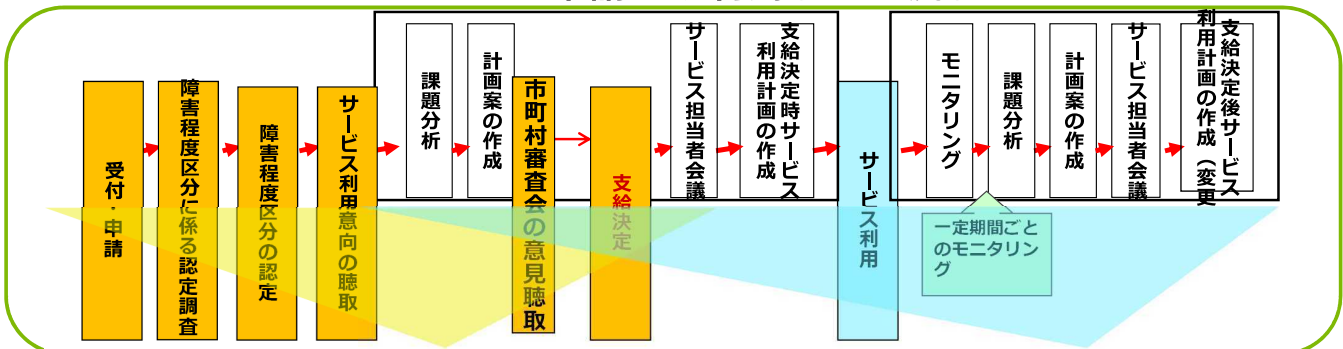
どんな障がいですか？

身体障害者	身体障害者手帳を持参の上、市町村に支給を申請する。 ※身体障害者手帳の所持が必要となります。
知的障害者	療育手帳、療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。※手帳の所持の有無に関わらず受給が可能
精神障害者	① 精神障害者保健福祉手帳 ② 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類 ④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） ⑤ 医師の診断書 ※手帳の所持の有無に関わらず受給が可能
障害児	① 障害者手帳 ② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類 ③ 手帳を有しない又は手当等を受給していない場合は、市町村（市町村保健センターを含む）が対象となる障害を有するか否かを確認する。 ※手帳の所持の有無に関わらず受給が可能
難病等障害者	対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証等）を持参の上、市町村に支給を申請する。※手帳の所持の有無に関わらず受給が可能

申請に必要なものは、なんですか？

Q：サービスの利用申請はどうするの？

サービスの申請から利用までの流れ



Q：サービス利用申請の後はどうなるの？

(障がい者の場合)

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

<世帯の範囲>

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(障がい児の場合)

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 (合計所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用者 (20歳未満)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

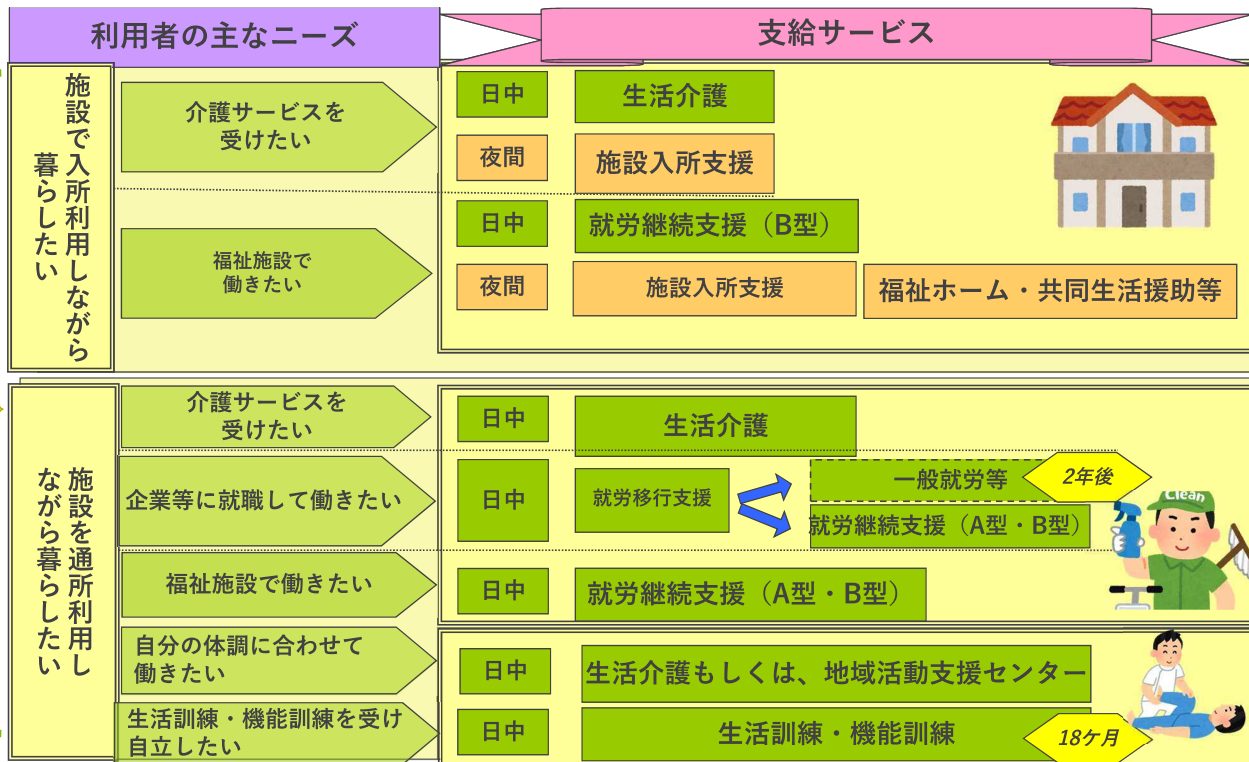


Q: サービスの利用者負担はいくら?

どんなことに困っていますか?



どんなサービスが利用できます?

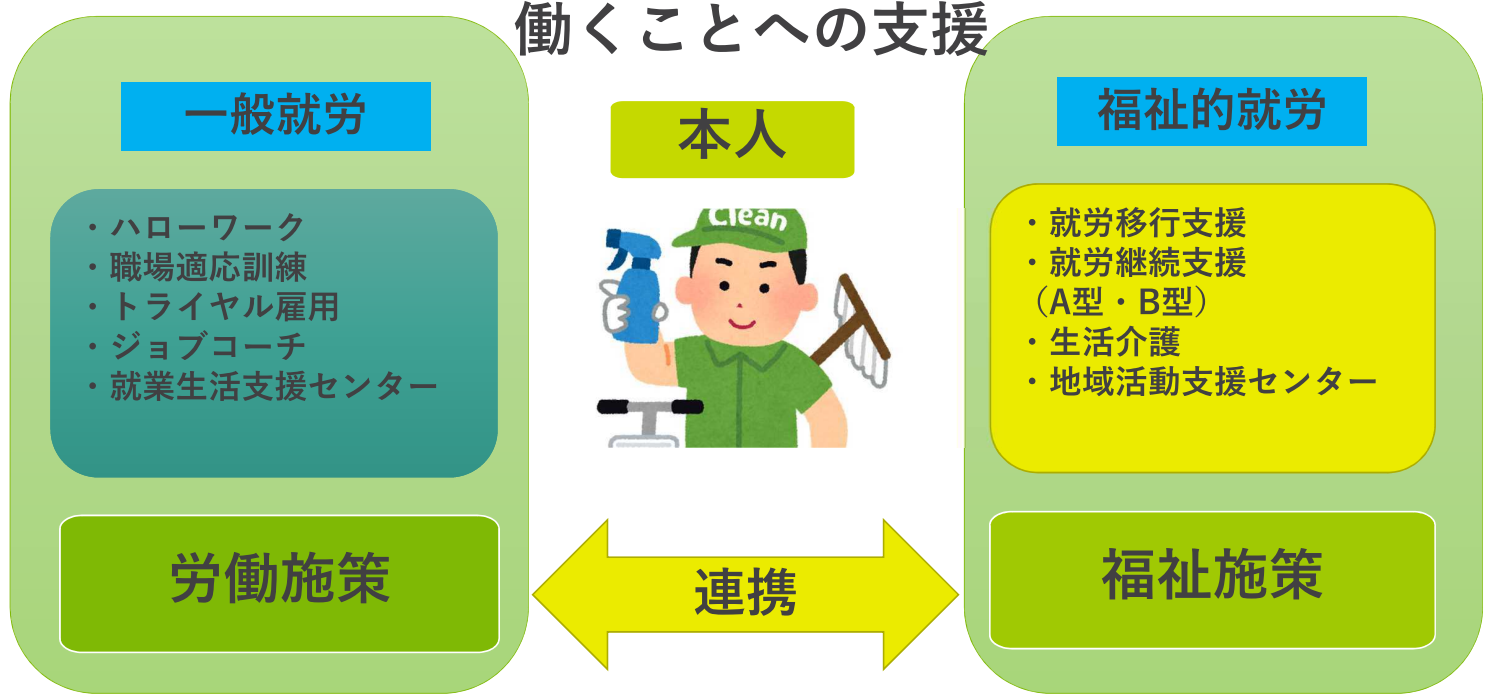


Q: サービスの利用のはどうなる?

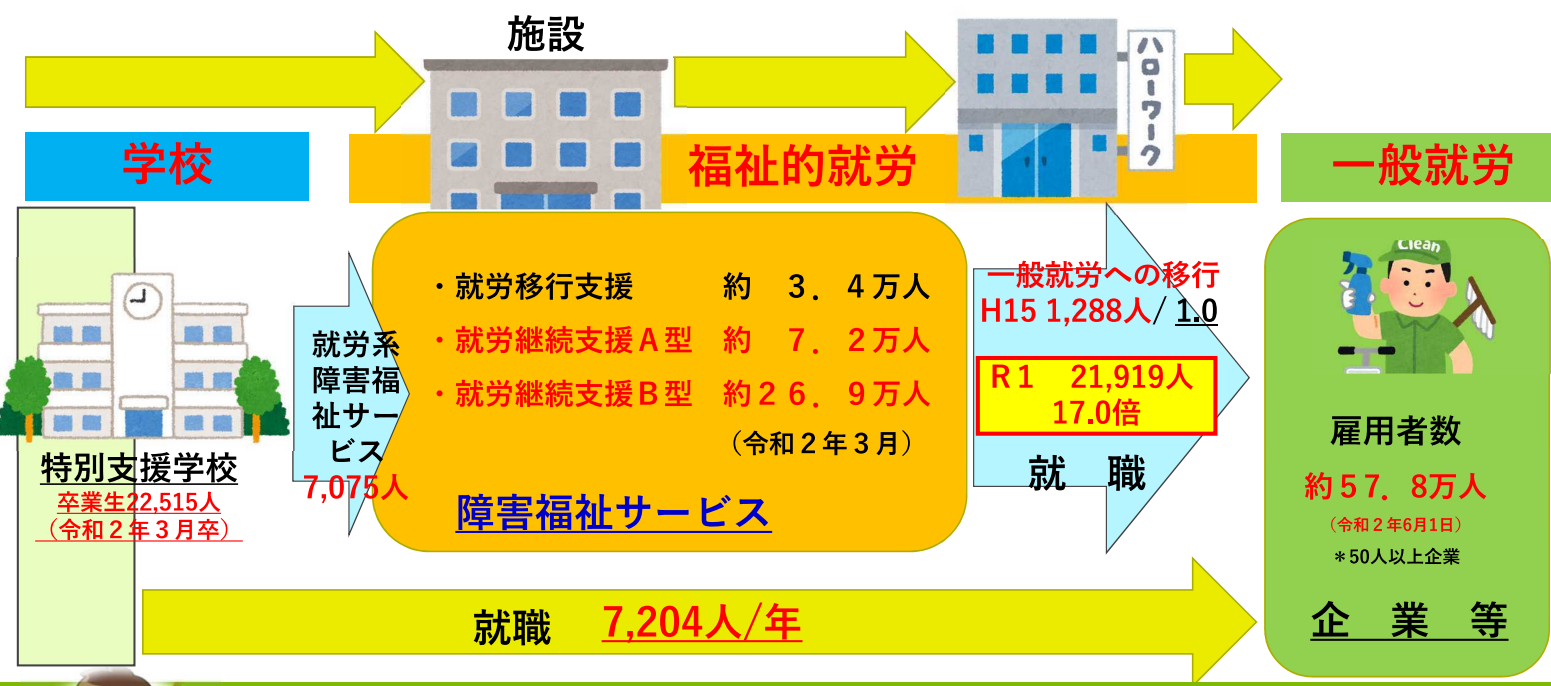


働くことへの支援について

働くことへの支援



Q：働くことの支援策はどうなっている？



Q: どのくらいの障がい者が働いているの？

		事業名	内容・位置づけ		
会社	一般就労	企業	最低賃金法などの労働法規の対象となり、会社の一員として責任と役割。	雇用契約	
		特例子会社	事業主が障がい者のための特別な配慮をした子会社。	雇用契約	
		自営	雇用契約に基づかず、独立して事業を経営、そこの就労	なし	
施設	福祉的就労	訓練等給付	就労継続支援A型	雇用契約に基づく継続的な就労支援	利用・雇用契約
		給付	就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者の就労支援	利用契約
			就労移行支援	有期限（2年）、企業等への就労をめざす	
			生活介護	入浴、排泄、食事等の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供等	
		地域支援	地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進	

Q: 働く場所にはどんなところがあるの？

相談



・企業などへの就職の相談したい。

・仕事はしたいと思っているが、どうしたらいいかわからない。
・生活のことも相談したい。
・仕事できるか不安がある

・施設で仕事をしたい。

ハローワーク（県内圏域）

求職登録を行い、具体的な就職活動の方法などの相談や指導を行います。
※障がい者就労専門の方がいます。

就業・生活支援センター

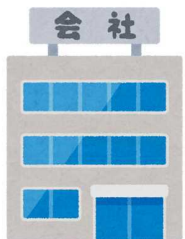
就労に関する支援と生活面の支援など様々な相談に応じます。
※県内に3ヶ所あります。

相談支援事業所

地域の障がい者等からの相談に応じ、ニーズに応じた適切なサービスをご紹介します。
※各市町村ごとにあります。



Q：仕事についてどこで相談できますか？



一般就労



自分にどんな仕事が合うのかわかりたい。

職場に適応できるか不安です。

すぐの就職には不安があるので、福祉施設で訓練を受け就職めざしたい。

障害者職業センター

仕事の種類や働き方などについて、希望や障害特性、課題を踏まえながら、相談・助言、職業能力の評価、情報提供等を行います。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

事業所に適応できるように会社に出向いて本人への直接的な支援や企業担当者に障がいの理解や、作業内容、職場環境などへのアドバイスや提案などを行います。

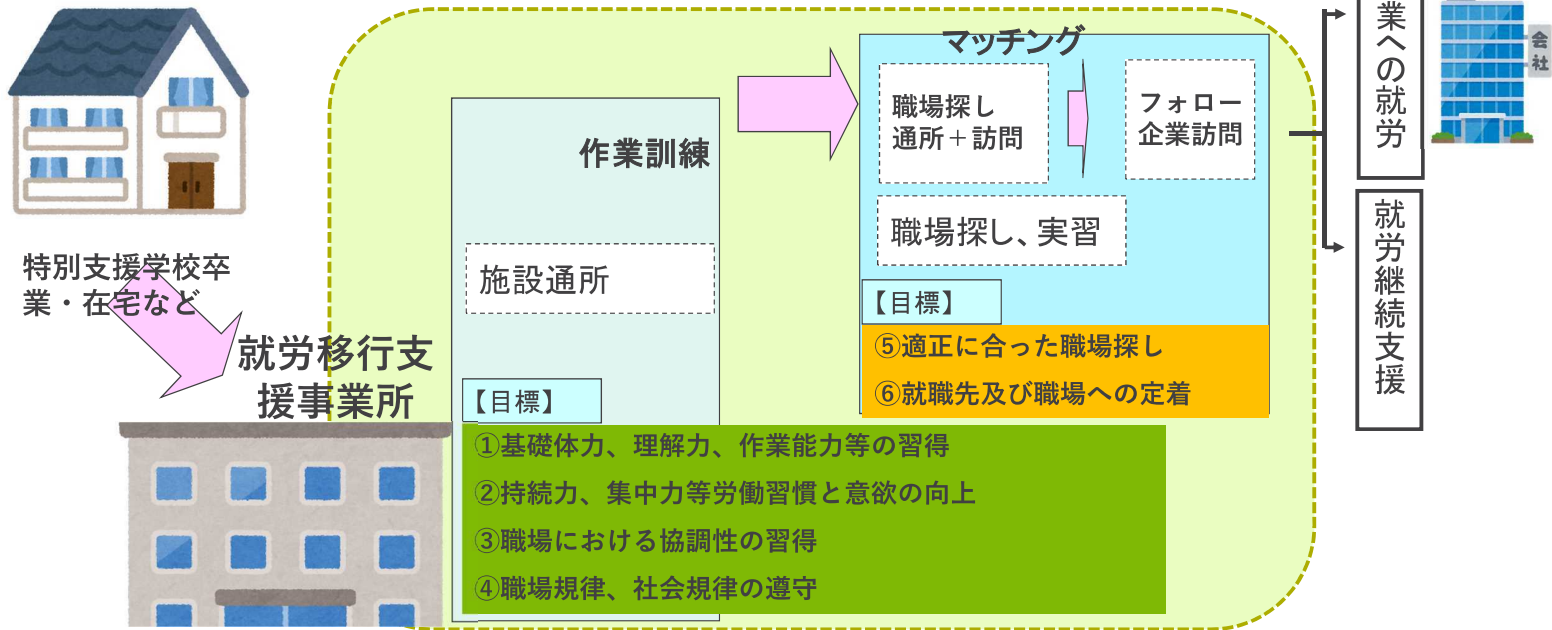
就労移行支援事業

一般就労等への移行に向けて、作業や、企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います（利用期間：2年以内）。



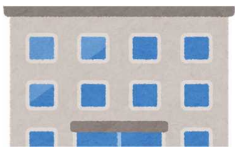
Q：一般就労に向け準備や訓練を受けるには

就労移行支援事業での訓練内容（例）



Q：就労移行支援ではどんな訓練するの？

施設



福祉的就労



- ・就職には不安があるので、福祉施設で働きたい。
- ・就職したが一般就労は難しかった。
- ・体力面等の問題で福祉施設で働きたい。

地域生活支援センター

創作的活動、生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の支援を行います。

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間に介護を行うとともに創作的な活動又は生産活動の機会を提供します。

就労継続支援事業B型

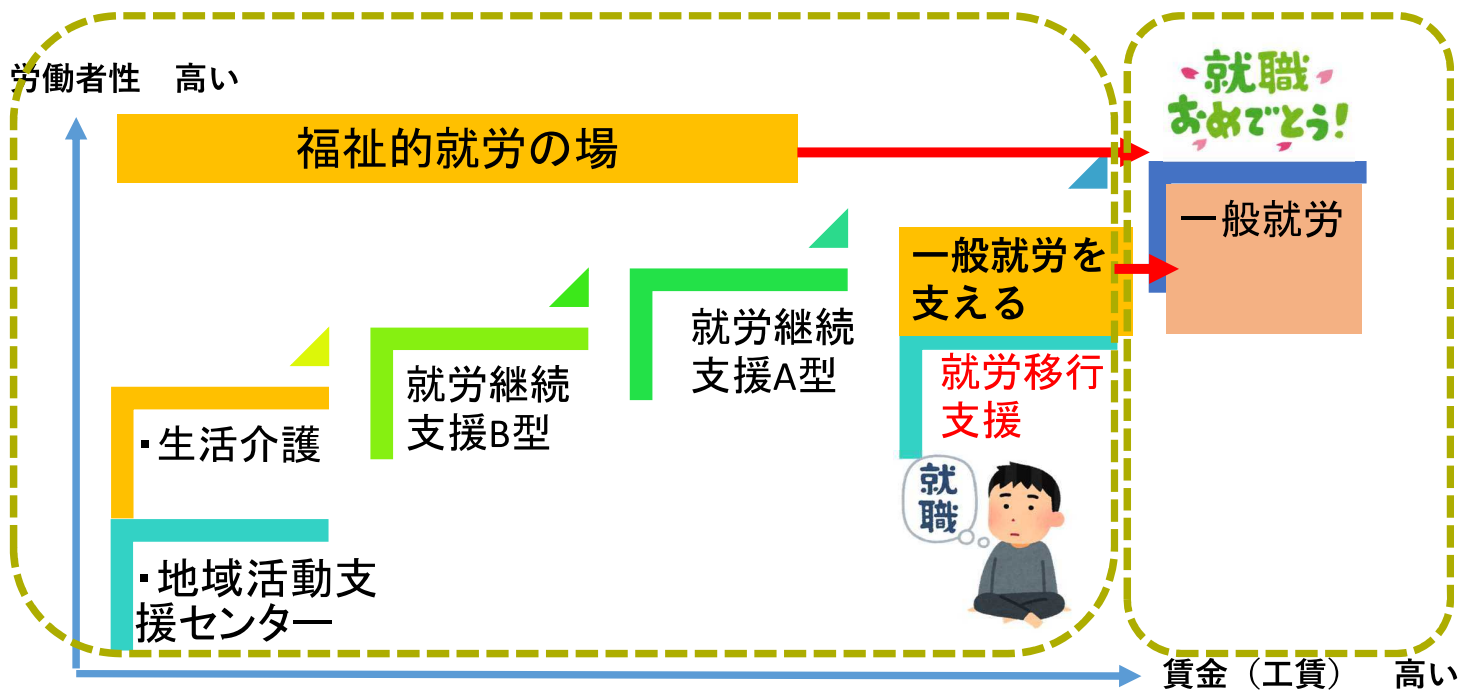
就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対しては、移行に向けた支援を行います。

就労継続支援事業A型

雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に向けて必要な知識・能力が高まった方に対して一般就労への移行に向けた支援を行います。



Q：どういう施設で仕事できますか？



Q：福祉施設からの一般就労をめざす

①自己肯定感をもつ

(自分が必要とされている、人の役にたっている、自分への誇りや自信、仕事に喜びや意欲を持って取り組める)

②自分の意思を伝えることができる

(自分のできること、できないことを知り、できないことは助けてもらう)

③生活面でできることを増やす

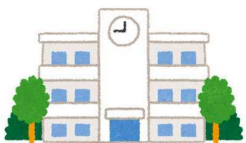
(基本的な生活習慣等を身につける)

④あいさつや礼儀(ありがとう、すみません等)ができる

(円滑な対人関係、コミュニケーションの第一歩)

⑤どんな仕事をやりたいか、どこで働きたいか知る

(働き先についての情報収集、見学・体験の機会)



Q：将来働くために身につけたいこと





令和3年度徳島県障がい者（児）福祉のしおり

徳島県庁 障がい福祉課

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/shogaifukushi/7206845/>



Q：詳しい情報はこちらをご覧ください。